

平成27年度東京都立東大和高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止のための取組

校長は、「学校いじめ対策委員会」を設置し、同委員会を中心とした校内体制を整備する。同委員会は、校長、副校長、生活指導部主任、生活指導部担当2名による教職員で構成し、同委員会が中心的役割を担いながら、学校全体でいじめ防止に関する取り組みを推進する。

また、校長は、学校運営連絡協議会等を活用し、いじめ防止に関する取り組みについて学校外からの意見を学校経営に活かすこととする。

2 いじめの未然防止と早期発見・早期対応の在り方

教職員は、生徒観察等を通していじめの未然防止に取り組む。生徒は、教職員の指導を受けながら、いじめの防止や対応に関して主体的な取り組みを行う。

同委員会は、定期的にアンケート調査を行ったり、スクールカウンセラー等と連携して、いじめの早期発見や早期対応を行う。

校長は、重大ないじめが発生したと判断した場合は、東京都教育委員会へ報告するものとする。

3 教育相談体制

学校は、教育活動全体を通して、生徒や保護者からの相談を受け付ける体制を整備するとともに、スクールカウンセラー出勤日には、計画的な相談体制を構築する。

4 生徒指導体制

いじめは、不登校や犯罪行為を招く恐れがある。生徒を指導する際には、被害生徒の心身への負担や学習機会の確保、経済的損失に配慮するとともに、加害生徒への教育的指導を心がけつつ、必要により警察や児童相談所等の関係機関と連携を図ることにより、事態の深刻化を 방지解決に向けて最大限の努力を行う。

5 校内研修

教職員は、日ごろからいじめに関する研修を行うことを心がける。同委員会は、スクールカウンセラーを含む外部の有識者らを講師とする研修会を計画的に開催し、研鑽に努め、生徒の指導や相談に対応するものとする。